

第 59 回通関士試験
『
『
通関書類の作成要領その他通関手続の実務

試験問題（別冊）

注意事項

この別冊には、「通関書類の作成要領その他通關手續の實務試験問題」における第1問の輸出統計品目表（抜粋）及び關稅率表解說（抜粋）、第2問の實行關稅率表（抜粋）及び關稅率表解說（抜粋）を掲載しています。

第1問 輸出申告

輸出統計品目表（抜粋）

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

Chapter 20 Preparations of vegetables, fruit, nuts or other parts of plants

注
1～5 (省略)

6 第20.09項において「発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないもの」とは、アルコール分（第22類の注2参照）が全容量の0.5%以下のものをいう。

号注
1～2 (省略)

3 第2009.12号、第2009.21号、第2009.31号、第2009.41号、第2009.61号及び第2009.71号において「ブリックス値」とは、温度20度におけるブリックスハイドロメーター又は屈折計（屈折率をしょ糖含有率（ブリックスの値）として目盛られたものに限る。）の読み值（温度20度と異なる温度で測定した場合には、温度20度における値に補正したもの。）をいう。

Notes.

1. ~ 5. (省略)

6.- For the purposes of heading 20.09, the expression "juices, unfermented and not containing added spirit" means juices of an alcoholic strength by volume (see Note 2 to Chapter 22) not exceeding 0.5 % vol.

Subheading Notes.

1. ~ 2. (省略)

3.- For the purposes of subheadings 2009.12, 2009.21, 2009.31, 2009.41, 2009.61 and 2009.71, the expression "Brix value" means the direct reading of degrees Brix obtained from a Brix hydrometer or of refractive index expressed in terms of percentage sucrose content obtained from a refractometer, at a temperature of 20°C or corrected for 20°C if the reading is made at a different temperature.

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION
				I	II	
20.09			果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			Fruit or nut juices (including grape must and coconut water) and vegetable juices, unfermented and not containing added spirit, whether or not containing added sugar or other sweetening matter:
			- オレンジジュース			- Orange juice:
			- グレープフルーツジュース及びポメロジュース			- Grapefruit juice; pomelo juice:
			- その他のかんきつ類の果実のジュース(二以上の果実から得たものを除く。)			- Juice of any other single citrus fruit:
			- パイナップルジュース			- Pineapple juice:

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION
				I	II	
2009.50	000	6	- トマトジュース -ぶどうジュース (ぶどう搾汁を含む。)	L	KG	- Tomato juice - Grape juice (including grape must):
2009.61	000	2	--ブリックス値が30以下のもの	L	KG	-- Of a Brix value not exceeding 30
2009.69	000	1	--その他のもの -りんごジュース	L	KG	-- Other - Apple juice:
2009.71	000	6	--ブリックス値が20以下のもの	L	KG	-- Of a Brix value not exceeding 20
2009.79	000	5	--その他のもの -その他の果実、ナット又は野菜のジュース (二以上の果実、ナット又は野菜から得たものを除く。)	L	KG	-- Other - Juice of any other single fruit, nut or vegetable:
2009.81	000	3	--クランベリー (ヴァキニウム・マクロカルボン及びヴァキニウム・オクシココス) ジュース及びこけもも (ヴァキニウム・ヴィティスイダイア) ジュース	L	KG	-- Cranberry (<i>Vaccinium macrocarpon</i> , <i>Vaccinium oxycoccus</i>) juice; lingonberry (<i>Vaccinium vitis-idaea</i>) juice
2009.89	000	2	--その他のもの	L	KG	-- Other
2009.90	000	1	-混合ジュース	L	KG	- Mixtures of juices

第22類 飲料、アルコール及び食酢

注

1～2 (省略)

3 第22.02項において「アルコールを含有しない飲料」とは、アルコール分が0.5%以下の飲料をいう。アルコール飲料は、第22.03項から第22.06項まで又は第22.08項に属する。

Chapter 22 Beverages, spirits and vinegar

Notes.

1. ~ 2. (省略)

3. For the purposes of heading 22.02, the term "non-alcoholic beverages" means beverages of an alcoholic strength by volume not exceeding 0.5 % vol. Alcoholic beverages are classified in headings 22.03 to 22.06 or heading 22.08 as appropriate.

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION
				I	II	
22.01			水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪			Waters, including natural or artificial mineral waters and aerated waters, not containing added sugar or other sweetening matter nor flavoured; ice and snow: - Mineral waters and aerated waters
	2201.10	000	5 - 鉱水及び炭酸水	L		- Other
	2201.90	000	2 - その他のもの	L		
22.02			水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）			Waters, including mineral waters and aerated waters, containing added sugar or other sweetening matter or flavoured, and other non-alcoholic beverages, not including fruit, nut or vegetable juices of heading 20.09: - Waters, including mineral waters and aerated waters, containing added sugar or other sweetening matter or flavoured - Other:
	2202.10	000	3 - 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。） - その他のもの	L		- Non-alcoholic beer
	2202.91	000	6 - - ノンアルコールビール	L		- - Other:
2202.99			- - その他のもの			
		010	1 - - - 豆乳	L		- - - Soy milk
		020	4 - - - 第09.02項の茶の成分を含有する飲料	L		- - - Beverages, containing tea ingredient of heading 09.02
		090	4 - - - その他のもの	L		- - - Other
22.03			ビール	L		Beer made from malt
22.04			ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第20.09項のものを除く。）			Wine of fresh grapes, including fortified wines; grape must other than that of heading 20.09:
	2204.10	000	6 - スパークリングワイン - その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	L		- Sparkling wine - Other wine; grape must with fermentation prevented or arrested by the addition of alcohol:
	2204.21	000	2 - - 2リットル以下の容器入りにしたもの	L		- - In containers holding 2 l or less
	2204.22	000	1 - - 2リットルを超える10リットル以下の容器入りにしたもの	L		- - In containers holding more than 2 l but not more than 10 l
	2204.29	000	1 - - その他のもの	L		- - Other
	2204.30	000	0 - その他のぶどう搾汁	L		- Other grape must

関税率表解説（抜粋）

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

20.09 果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
(省略)

ジュースとは発酵していないもの及びアルコールを含有しないものをいう（この類の注6参照）。

この項の果汁及び野菜のジュースは、一般に生鮮で健全な完熟した果実又は野菜を機械的に割ること又は搾ることにより得られる。これらのものは、家庭用レモン搾り器と同じ原理により機械的に搾る方法（かんきつ類の場合）又は前もってつぶして単に圧縮して搾る方法（特にりんご）又は冷水、温水若しくは蒸気で処理してから搾る方法（例えば、トマト、ブラックカラント及びにんじん、セロリのようなある種の野菜）等により得られる。
(省略)

同様に、同種又は異種の果実、ナット若しくは野菜のジュースを混合したものは、この項に属する。同様に再生ジュース（reconstituted juice）（すなわち、濃縮ジュースに正常な成分割合の未濃縮ジュースに含有されている量を超えない量の水を加えて得られた物品）も含まれる。

ただし、正常な果実、ナット若しくは野菜のジュースに水を添加したもの又は濃縮ジュースに本来の天然ジュースの元の成分に戻すために必要な量以上に多量の水を添加したものは、22.02項の飲料の性格を有する希釈物となる。炭酸ガスで処理された果実、ナット又は野菜のジュースに通常存在する量以上に非常に多量の炭酸ガスを含有するもの（ガス入りの果実又はナットのジュース）及びレモネード並びに果実又はナットのジュースで香味付けした炭酸水も除かれる（22.02）。

(省略)

この項には、なお、次の物品を含まない。

(省略)

(b) アルコール分が全容量の0.5%を超える果実、ナット又は野菜のジュース（22類）

第22類
飲料、アルコール及び食酢

22.01 水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪
(省略)

この項には、次の物品を含む。

(省略)

(C) 炭酸水：すなわち通常の飲料水に圧力をかけて炭酸ガスを封入したものである。これらは、しばしばソーダ水とかセルツァー (seltzer) 水とかよばれるが、本来のセルツァー水は天然の鉱水である。
この項には、甘味を付け又は香味を付けた炭酸水を含まない (22.02)。

22.02 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）
(省略)

この項には、この類の注3に規定されているアルコールを含有しない飲料で、他の項、特に20.09項又は22.01項に属さないものを含む。

(A) 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 甘味を付け又は香味を付けた天然又は人造の鉱水
(2) レモネード、オレンジエード、コーラのような飲料：通常の飲料水（甘味を有するか有しないかを問わない。）に果実若しくはナットのジュース若しくはエッセンス又は複合エキスで香味付けしたもので、場合によってはくえん酸又は酒石酸が添加される。これらの飲料は、しばしば炭酸ガスを封入して通常びん又はその他の密閉容器に詰められている。

(B) ノンアルコールビール

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 麦芽から作ったビールで、アルコール分が0.5%以下のもの

- (2) ジンジャービール及びハーブビールで、アルコール分が0.5%以下のもの

- (3) ビールとアルコールを含有しない飲料との混合物（例えば、レモネード）で、アルコール分が0.5%以下のもの

(C) その他のアルコールを含有しない飲料（20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。）

このグループには、次の物品を含む。

- (1) 水及び砂糖を加え、こしたもので飲料としてそのまま供するタマリンドネクター

- (2) その他の飲料（直接飲用に供するもの）：例えば、ミルク及びココアをもとにしたもの
-

22.03 ビール

(省略)

この項には、次の物品を含まない。

(a) しばしばビールと呼ばれるある種のアルコールを含有しない飲料（例えば、水とカラメル化した砂糖で調製された飲料）(22.02)

(b) 麦芽から作ったビールで、アルコールを含有しないビールと称される飲料であり、アルコール分が0.5%以下のもの (22.02)

22.04 ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第20.09項のものを除く。）
(省略)

(I) ぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したものに限る。）

この項に属するぶどう酒は、生鮮なぶどうから得られるぶどう搾汁のアルコール発酵の最終製品である。

この項には、次の物品を含む。

- (1) 普通のぶどう酒（赤、白又はローゼ）

- (2) アルコールで強化したぶどう酒

- (3) スパークリングワイン：これらのぶどう酒は密封したびん内で最終発酵を行う（本来のスパークリングワイン）か、又はびん詰後人工的にガスを加える（ガス入りワイン）かの何れかの方法で炭酸ガスを充てんしたものである。

(省略)

(II) ぶどう搾汁

(省略)

このグループには、部分的に発酵したぶどう搾汁（発酵が止まっているかいないかを問わない。）及びアルコールを添加した未発酵のぶどう搾汁で、いずれもアルコール分が0.5%を超えるものを含むことに留意すべきである。

この項には、ぶどう果汁及びぶどう搾汁（濃縮してあるかないかを問わない。）で、未発酵のもの又はアルコール分が0.5%以下のものは含まれない (20.09)。

第2問 輸入（納税）申告

実行関税率表（抜粋）

第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

Chapter 42 Articles of leather; saddlery and harness; travel goods, handbags and similar containers; articles of animal gut (other than silk-worm gut)

注

1～2 (省略)

3(A) 第42.02項には、2の規定により除かれる物品のほか、次の物品を含まない。

(a) 取手付きのプラスチックシート製の袋（印刷してあるかないかを問わないものとし、長期間の使用を目的としないものに限る。第39.23項参照）

(b) 組物材料の製品（第46.02項参照）

Notes.

1～2 (省略)

3(A) In addition to the provisions of Note 2 above, heading 42.02 does not cover:

(a) Bags made of sheeting of plastics, whether or not printed, with handles, not designed for prolonged use (heading 39.23);

(b) Articles of plaiting materials (heading 46.02).

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用 No.	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Preferential	暫定 Temporary		
42.02			旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしゃれい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用纖維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器						Trunks, suit-cases, vanity-cases, executive-cases, brief-cases, school satchels, spectacle cases, binocular cases, camera cases, musical instrument cases, gun cases, holsters and similar containers; travelling-bags, insulated food or beverages bags, toilet bags, rucksacks, handbags, shopping-bags, wallets, purses, map-cases, cigarette-cases, tobacco-pouches, tool bags, sports bags, bottle-cases, jewellery boxes, powder-boxes, cutlery cases and similar containers, of leather or of composition leather, of sheeting of plastics, of textile materials, of vulcanised fibre or of paperboard, or wholly or mainly covered with such materials or with paper: Trunks, suit-cases, vanity-cases, executive-cases, brief-cases, school satchels and similar containers:
4202.21			ハンドバッグ（取扱が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。） 外面が革製又はコンポジションレザー製のもの						Handbags, whether or not with shoulder strap, including those without handle: With outer surface of leather or of composition leather:

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
4202.22			外面がプラスチックシート製 又は紡織用繊維製のもの						With outer surface of sheeting of plastics or of textile materials:
4202.29	000	2	その他のもの	10%	8%	×無税 Free		NO KG	Other

第44類 木材及びその製品並びに木炭

Chapter 44 Wood and articles of wood; wood charcoal

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
(a)～(e) (省略)
- (f) 第46類の物品
- (g)～(p) (省略)
- (q) 第96類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第96.03項の物品用の木製のボディー及び柄を除く。）
- (r) (省略)
- 2～5 (省略)
- 6 この類の各項において木材には、1の物品又は文脈により別に解釈される場合を除くほか、竹その他の木に類する材料を含む。

Notes.

- 1- This Chapter does not cover:
(a)～(e) (省略)
- (f) Goods of Chapter 46;
- (g)～(p) (省略)
- (q) Articles of Chapter 96 (for example, smoking pipes and parts thereof, buttons, pencils, and monopods, bipods, tripods and similar articles) excluding bodies and handles, of wood, for articles of heading 96.03; or
(r) (省略)
2. ~ 5. (省略)
- 6- Subject to Note 1 above and except where the context otherwise requires, any reference to "wood" in a heading of this Chapter applies also to bamboos and other materials of a woody nature.

番号 No.	統計 細分 N A C C S 用 Stat. Code No.	品 名 Name	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
			基本 General	協定 WTO	特惠 Preferential	暫定 Temporary		
44.14		木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁						Wooden frames for paintings, photographs, mirrors or similar objects:
4414.10	000	3 热帯産木材のもの	3.2%	(3.2%)	1.92% ×無税 Free		KG	Of tropical wood
4414.90	000	0 その他のもの	3.2%	(3.2%)	1.92% ×無税 Free		KG	Other
44.17		木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボディー、柄及び握り並びに靴の木型						Tools, tool bodies, tool handles, broom or brush bodies and handles, of wood; boot or shoe lasts and trees, of wood:
4417.00		1 靴の木型	2.6%	2.2%	1.32% ×無税 Free		KG	1 Boot or shoe lasts and trees
	010	3 2 その他のもの	3.4%	2.8%	1.68% ×無税 Free		KG	2 Other
44.19		木製の食卓用品及び台所用品 竹製のもの						Tableware and kitchenware, of wood: Of bamboo:
4419.11	000	6 製パン用の板、まな板その他これらに類する板	3.2%	2.7%	1.62% ×無税 Free		KG	Bread boards, chopping boards and similar boards
4419.12		箸						Chopsticks:
4419.19	000	5 その他のもの	3.2%	2.7%	1.62% ×無税 Free		KG	Other
4419.20		熱帯産木材のもの						Of tropical wood:

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
4419.90	100	6	その他のもの					TH KG	Other:
			1 割り箸	5.6%	4.7%	2.82% ×無税 Free			1 Half splited disposable chopsticks (Waribashi)
			2 その他のもの	3.2%	2.7%	1.62% ×無税 Free			2 Other

第46類 わら、エスペルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

注

1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オージア、柳、竹、とう、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績しない天然の紡織用纖維及びプラスチックの単纖維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用纖維のロービング及び糸並びに第54類の単纖維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。

Chapter 46 Manufactures of straw, of esparto or of other plaiting materials; basketware and wickerwork

Notes.

1- In this Chapter the expression “plaiting materials” means materials in a state or form suitable for plaiting, interlacing or similar processes; it includes straw, osier or willow, bamboos, rattans, rushes, reeds, strips of wood, strips of other vegetable material (for example, strips of bark, narrow leaves and raffia or other strips obtained from broad leaves), unspun natural textile fibres, monofilament and strip and the like of plastics and strips of paper, but not strips of leather or composition leather or of felt or nonwovens, human hair, horsehair, textile rovings or yarns, or monofilament and strip and the like of Chapter 54.

番号 No.	統計 細分 N A C C S 用 Stat. Code No.	品 名 Name	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
			基本 General	協定 WTO	特惠 Preferential	暫定 Temporary		
46.02		かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品						Basketwork, wickerwork and other articles, made directly to shape from plaiting materials or made up from goods of heading 46.01; articles of loofah:
		植物性材料製のもの						Of vegetable materials:
		竹製のもの						Of bamboo:
4602.11	100 6	1 扇子及びうちわ並びにこれら部分品	4.1%	3.4%	2.04% ×無税 Free		KG	1 Fans and handscreens, and parts thereof
	900 1	2 その他のもの	9.6%	7.9%	4.74% ×無税 Free		KG	2 Other
4602.12	000 3	とう製のもの	9.6%	7.9%	4.74% ×無税 Free		KG	Of rattan
4602.19		その他のもの						Other:
	100 5	1 瓶用のわらづと	3.9%	3.3%	1.98% ×無税 Free		KG	1 Straw envelopes for bottles
		2 その他のもの	9.6%	7.9%				2 Other:
	910 3	-畳床			無税 Free		KG	Tatamidoko
		-その他のもの			4.74% ×無税 Free			Other:
	991 0	- - 畳(厚さが8ミリメートル以上、面積が1平方メートル未満のもので、かつ、いぐさ製又は七島い製の畳表を有するものに限る。)					KG	Tatami, of the thickness not less than 8 mm, of the surface area less than 1 m ² and containing tatami facing of Igusa (<i>Juncus effusus</i>) or of Shichitou (<i>Cyperus tegetiformis</i>)
	999 1	- - その他のもの					KG	Other

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
70.09			ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）						Glass mirrors, whether or not framed, including rear-view mirrors:
7009.10	000	0	バックミラー（車両用のものに限る。）	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Rear-view mirrors for vehicles
			その他のもの						Other:
7009.91	000	3	枠付きでないもの	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Unframed
7009.92	000	2	枠付きのもの	無税 Free	(無税) (Free)			KG	Framed

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
96.03			ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイーザーを除く。）						Brooms, brushes (including brushes constituting parts of machines, appliances or vehicles), hand-operated mechanical floor sweepers, not motorised, mops and feather dusters; prepared knots and tufts for broom or brush making; paint pads and rollers; squeegees (other than roller squeegees):
9603.10	000	6	ほうき及びブラシ（小枝その他植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）	3%	2.5%	無税 Free		NO KG	Brooms and brushes, consisting of twigs or other vegetable materials bound together, with or without handles
			歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）						Tooth brushes, shaving brushes, hair brushes, nail brushes, eyelash brushes and other toilet brushes for use on the person, including such brushes constituting parts of appliances:
9603.30	000	0	美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの	8%	6.6%	5.28% × 無税 Free		NO KG	Artists' brushes, writing brushes and similar brushes for the application of cosmetics
9603.40	000	4	塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第9603.30号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー	8%	6.6%	5.28% × 無税 Free		NO KG	Paint, distemper, varnish or similar brushes (other than brushes of subheading 9603.30); paint pads and rollers
9603.50	000	1	その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）	3.9%	3.3%	2.64% × 無税 Free		NO KG	Other brushes constituting parts of machines, appliances or vehicles

関税率表解説（抜粋）

第44類 木材及びその製品並びに木炭

総 説

(省略)

ある種の木に類する材料、例えば、竹及びオージアは、主にかご細工物の製造に使用される。このような材料は、製品にされてない状態では14.01項に属し、製品のかご細工物となったものは46類に属する。

44.14 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁

(省略)

縁は、たとえ、裏板、支持物又はガラスが付いていてもこの項に含まれる。

木製の額縁付きの印刷した絵画及び写真も全体としての重要な特性が額縁にある限りは、この項に属する。その他の場合には49.11項に属する。
枠付きのガラス鏡も、この項から除かれる（70.09）。

44.17 木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボーデー、柄及び握り並びに靴の木型

この項には、次の物品を含む。

(省略)

(5) ブラシ又はほうきの木製の柄及び握り（ろくろ掛けしてあるかないかを問わない。）：これらは、一端に繊維又は剛毛を植え付けるか（ペイントブラシのようなもの）又はボーデーに固定させる（例えば、ほうきの柄）ものがある。

44.19 木製の食卓用品及び台所用品

(省略)

この項には、木製の家庭用品のみを含む（ろくろ掛けしてあるかないか又は寄せ木し若しくは象眼した木材のものであるかないかを問わないこととし、食卓用品又は台所用品の特性を有するものに限る。）。ただし、主として装飾的な特性を有するもの及び家具は含まない。

この項の物品は、通常の木材、パーティクルボードその他これに類するボード、繊維板、積層木材又は改良木材からなるものがある（44類注3参照）。

この項には、スプーン、フォーク、サラダサーバー、大皿、盆、ジャー、カップ、受皿、香辛料箱その他の台所用容器、パンくず払い（ブラシの付いてないもの）、ナップキンリング、延べ棒、ペーストリー（こね粉）の型、バターパター、すりこぎ、くるみ割り、トレイ、ボウル、製パン用の板、まな板、皿掛け及び台所用の容積測定器を含む。

この項には、次の物品を含まない。

(省略)

(c) ブラシ又はほうき（96.03）

第46類
わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝状細工物

総 説

この類には、へちま製品のほか、紡績していない材料を組み合わせ、織りその他これらに類する組立て方法によって作った半製品（46.01）及びある種の製品（46.01又は46.02）を含む。紡績していない材料には、特に次のような物品がある。

- (1) わら、オージア、柳、竹、いぐさ、とう、あし、チップウッド（すなわち、薄いストリップ状の木材）、引抜材その他の植物性材料製のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉（バナナ又はやしの木等の葉）から得たストリップ）。ただし、これらは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状のものに限る。

(省略)

この類には、次の物品を含まない。

(省略)

(b) 44類の竹製品

(省略)

(n) ほうき及びブラシ（96.03）並びにマネキン人形（96.18）

46.02 かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品

(省略)

この類の総説に特掲した除外物品を除き、この項には、次の物品を含む。

(i) 組物材料から直接造形した製品

(省略)

この項には、次の物品を含む。

- (1) バスケット、背負いかご、詰めかごその他の各種のかご細工容器類（ローラー又は脚車が付いているかいないかを問わないものとし、びく及び果物かごを含む。）
(2) チップウッドを組み合わせた類似のバスケット又は箱（組み合せていないチップウッドから成るチップバスケットを除く（44.15。）。
(3) 旅行用バッグ及びスーツケース
(4) ハンドバッグ、買物袋その他これらに類するもの
-

第70類
ガラス及びその製品

70.09 ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）

(省略)

「ガラス鏡」とは、像を明瞭に反射するために片面に金属（通常銀を使用するが、時には白金又はアルミニウムを用いる。）を塗布したガラスをいう。

(省略)

この項には、板状の鏡を含む（更に加工処理されたものも含む。）。この項には、形作った鏡（寸法を問わない。）も含む（例えば、家具用、室内装飾用、鉄道車両用等の鏡、化粧用鏡（手持ち用又は壁掛け用のものを含む。）、ポケット用鏡（保護用のケースに入れたものであるかしないかを問わない。）。この類はさらに、凸面鏡、凹面鏡及びバックミラー（例えば車両用）を含む。これらの鏡には、板紙、織物等で裏張りされたもの、金属、木材、プラスチック材料等の枠を取り付けたもの（当該枠が、織物、貝殻、べっこう等でトリミングされたものを含む。）を含む。

第96類
雜 品

96.03 ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクリーナー（ローラースクリーナーを除く。）

（省略）

（A）ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）

これらは主として地面（街路、構内、厩舎等）又は床（例えば、車両の床）の清掃用に使用する粗製の製品（柄を有するか有しないかを問わない。）である。これらは通常植物性材料（小枝、わら等）を粗く束ねて一束にしたものか又はしんを構成する太いわら若しくはあしの一以上の束に細く長いわらを紡織用纖維の糸で縛り付けたものである。この紡織用纖維の糸は同時に装飾的要素を構成することができる。使用するために、これらの製品には一般に柄を取り付ける。

このグループには、同じ方法で作ってあるが、より軽い材料で作ったはえ払いも含む。

これらのほうき及びブラシは一般に、かばのき、はしばみ、西洋ひいらぎ、ヒース若しくはえにしだの小枝、ソルガム、ミレット、つばき等、わら若しくはアロエ、ココ（コイヤ）、やし（特にピアッサバ）等の纖維又はそばの茎から製造される。

（省略）

このグループには、次の物品を含む。

（省略）

（6）家庭用ブラシ（例えば、洗濯ブラシ、皿洗い用ブラシ、たわし、洗面所用ブラシ、家具用ブラシ、ラジエーター用ブラシ及びパンくず掃除用ブラシ）

（省略）

この項には、次の物品を含まない。

（a）ブラシ用の取付台及び柄（構成材料により該当する項に属する。）

